

## 地方施設の施設使用料に係る一部免除申請書の取扱いについて

令和6年4月1日  
理事長 裁定

### (目的)

第1条 この取扱いは、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第5条に基づき、地方施設の施設使用料に係る一部免除申請書の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (一部免除申請書の様式)

第2条 独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程第3条第1項第4表に定める地方施設の施設使用料に係る一部免除申請書は様式のとおりとする。

### (一部免除申請書の提出について)

第3条 一部免除申請書の提出が必要な区分は次のとおりとする。

#### 一 本館泊・ロッジ泊

- ア 学校（部活・サークルを含む）利用かつ、要保護・準要保護世帯の子供（小学生～高校生）及びその保護者
- イ 経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体の利用かつそれに参加する子供（小学生～高校生）及び大人（その保護者及び団体指導者）

#### 二 テント泊

- ア 学校（部活・サークルを含む）利用かつ、要保護・準要保護世帯の子供（小学生～高校生）の保護者
- イ 経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体の利用かつ子供たちに帯同する大人（その保護者及び団体指導者）

### 附 則

この裁定は、令和6年4月1日に利用する団体から適用とする。

施設使用料金に係る一部免除申請書

(あて先)

所長

「独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程」第3条に基づき、次のとおり、施設使用料金の一部免除を申請します。

令和 年 月 日

団体名	
代表者	職名 氏名
使用年月日	令和 年 月 日 ~ 月 日
理由 (いづれかに☑)	<input type="checkbox"/> 学校(部活・サークルを含む)の利用かつ、要保護・準要保護世帯の子供(小学生～高校生)及びその保護者
	<input type="checkbox"/> 経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体の利用かつ、子供(小学生～高校生)及び大人(その保護者並びに団体指導者)  ※当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除く。 ※大人については、子供たちに帯同する場合または子供たちの活動の下見が対象。
対象人数	施設利用者数 人
	うち 免除申請者 人

<処理欄>

使用年月日	令和 年 月 日 ~ 月 日
対象人数	施設利用者数 人 うち 免除申請者 人

決裁日： 令和 年 月 日

【決裁欄】		団体NO :	利用NO :	
所長	次長	企画指導専門職	事業推進係	受付